平成２５年（フ）第２３２号
茨城県古河市けやき平１丁目９番地７
債務者　川島　勇二
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２３８号
茨城県古河市山田784番地３、前住所茨城県古河市仁連2046番地10
債務者　時田　　実
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２４４号
茨城県結城市大字結城6181番地３　サンハイツ下り松201菅野方、前住所茨城県結城市大字田間2202番地２
債務者　鈴木のり子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２４８号
茨城県坂東市岩井4505番地６ミドリコーポ５202号室
債務者　沼田　春枝
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２４９号
茨城県坂東市岩井4505番地６ミドリコーポ５202号室
債務者　沼田　秀文
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２５２号
茨城県古河市宮前町14番32号
債務者　七五三掛剛一
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２５４号
茨城県筑西市中舘303番地　フリージアＡ101
債務者　石橋　克彦
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２５７号
茨城県坂東市辺田1526番地26　エルディム石川Ｂ―103、前住所茨城県坂東市猫実1055番地４
債務者　浅野　洋美
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第４２３号
新潟市中央区営所通１番町327番地
債務者　苅部　史朗
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２４号
新潟市中央区営所通１番町327番地
債務者　苅部奈樹哉
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８５号
金沢市田上町５街区７番地　ヴィオラヴィレッジ202号、従前の住所金沢市高尾台１丁目82番地、従前々の住所金沢市光が丘２丁目230番地、従前々々の住所東京都中野区本町３丁目６番13―201号
債務者　永井　昌子（旧姓大表）
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３９３号
金沢市しじま台２丁目15番地２　ローズハウスしじま台101号、従前の住所金沢市三十苅町丁137番地２
債務者　大河　京子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３９５号
石川県かほく市外日角ロ４番地８
債務者　江川　清子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３９６号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目１番地326
債務者　橋川　伸治
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３１４号
山梨県南アルプス市小笠原748番地１　フレグランスＫ103号
債務者　加藤　泰子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５０号
山梨県甲府市国母５丁目１番15号
債務者　石原恵美子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５１号
山梨県甲府市国母５丁目１番15号
債務者　石原　悦子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係